



## 新勤評反対訴訟団ニュース 第33号

2010年 3月 3日  
新勤評反対訴訟団  
事務局

〒530-0047  
大阪市北区西天満4丁目  
3-3 星光ビル1階  
連絡先：06-6311  
-1250

## 大阪高裁の不当判決をはねのけよう

### 闘いは最高裁へ！ さらなるご支援を！

一審原告104人が委任状を提出 最高裁へ向けて行動を開始



2月19日（金）の判決法廷と、裁判後の集会には、多くの方から参加がありました。ありがとうございました。裁判長は判決主文を言い渡しただけで極く短時間で逃げるように退廷しました。

判決後の法廷後集会では、冠木弁護士や事務局長から出されたばかりの判決文についてさし当たって検討した結果が報告されました。高裁判決は、控訴審の中で私たちが証明した「学校目標は校長が勝手に決める」「教職員の志気が下がる」などを事実として認めざるを得ませんでした。その意味では、システムを「いい制度」と賛美した一審判決よりは現実を見ざるを得なかったのです。しかし、高裁はそれらは個々の事例であっ

たり運用上の問題にすぎないと勝手に決めつけ、結局全体としては「公権力の裁量の範囲」と一方的に認定した理不尽なものでした。判決は教育全体にとりかえしのつかない被害ができるまでは、「裁量権」を自由に認めるということであり、断じて許されない、上告して闘おうということが全体で確認されました。その後不当判決にもかかわらず、多くの方から意気軒昂な発言があり、原告をはじめとした参加者一同、改めて新勤評反対訴訟が教育裁判として持つ意義を感じる事ができました。集会後、同日づけで、以下の声明を事務局が発表しました。訴訟団へのさらなるご支援をお願いします。

## 声明 「新勤評反対訴訟」大阪高裁不当判決に抗議する

～私たちは「新勤評制度」の廃止を求める闘いを継続し拡大する～

大阪高等裁判所第4民事部（一宮和夫裁判長）は、新勤評反対訴訟控訴審において1審の判断を認め、私たちの請求を棄却する判決を下した。

私たちは、不当判決に強く抗議する。新勤評反対訴訟原告団は、上告を決意し、最高裁判所でも闘いを継続することを決定した。私たちは、大阪の「教職員評価・育成システム」とその評価結果の給与反映制度＝新勤評制度の違憲・違法性を訴え、あくまでも本件システムの廃止のために裁判と反対

運動を結合した取り組みを継続する。

一審判決（吉田徹裁判長）は、「公権力による裁量権」を口実に、システムが憲法、教育基本法、学校教育法の制限を逸脱しているとは「断定」できなかつたから、「違法性が認められない」と判示した。訴訟団は、控訴審において、この論理を覆すのに十分な反論と証拠を積み上げてきた。とりわけ本件システムが子どもの学ぶ権利を侵害する制度であること、教育の協働性を現実に破壊し「学校の活性化」に逆行する制度であることを、中田康彦（一橋大学）鑑定意見書及び控訴理由書と2回にわたる準備書面による論理と証拠、そして何より、小・中・高校・支援学校等様々な校種に所属する原告自身や卒業生等の意見陳述による現場の具体的事実と「検証アンケート」（09年10月～11月府立高校教職員対象）に基づく実態分析をもって、次から次への証拠を突きつけてきた。

一宮判決は、一審判決の結論を追認した。しかし、システムが現にもたらしめている以下の具体的な事実を認めざるを得なかつた。「学校教育目標について、教職員間での十分な議論や意見交換、前年度までの総括や意見集約等がなされた結果の、個々の児童生徒や地域の実情等に即した適切な学校教育目標であるといえるか、疑問を持たざるを得ないようなケースも存在する。」また、「本件システムを原因として、現に多くの教職員の士気を低下させ、協働性を損なわせている事実を認めることはできない。」と、私たちが立証した事実を「現に」「多くの」という形容を付けなければ否定できなかった。したがって判決は、「目標設定、面談、評価、苦情審査、給与への反映などのそれぞれの段階で、より効果的に制度目的を達成すべく、制度のあり方等をさらに議論し、改善をはかっていくことが必要」であることを確認しなければならなかつた。

それにも関わらず、一宮判決は、「疑問を持たざるを得ないようなケース」が存在しても、「検討改善すべき点があっても、いずれも運用の問題にすぎず」「制度そのものを否定するのは相当でない」等々を繰り返して、結局全部の事実について大阪府の「裁量権の範囲」（濫用とまでは言えない）であるとして、一審の不当判決を支持した。

判決が、大阪府の措置をすべて「裁量権」で容認するのは極めて重大な問題である。私たちは評価・育成システムが、教職員を支配し教育の自由を侵害するだけでなく、それを通じて子どもの学習権を侵害していることを事実を含めて立証してきた。学習権侵害は自由権に対する侵害であり、放置すれば子どもたちに取り返しのつかない損害を与える。大阪高裁は、「疑問を持たざるを得ないようなケース」を認めた。しかし、どのケースが「疑問」の対象であるのか、またそれがどの程度一般的であると認定できるのか等の判断を回避し、その被害とシステムとの関連をあいまいにし切り離れた。個々の事実を認めざるを得ないのに、「行政裁量」で容認する高裁の判断が正しいとするなら、子どもたちや保護者、教職員がシステムによってさらに広範で深刻な被害を受ける事態になるまで、法律は訴えがあってもその被害を無視するということである。

このような判決を受け入れることはできない。私たちは、教職員や保護者、市民に呼びかける運動をさらに拡大し、本件システム廃止のための闘いを継続する。

2010年2月19日

新勤評反対訴訟団事務局

## カンパ活動へのご協力をお願いします。

財政ピンチです。訴訟団活動を広げていくために、一層の財政的な支援をお願いします。

郵便振り込み番号 00950-0-252496 加入者名 評価育成システムに反対する会

## 上告審と現場の取り組みを結合し、

## システム反対運動を継続しよう

新勤評反対訴訟団は大阪高裁の不当判決を受けて、最高裁判所への上告を決意し、現在着々とその準備を進めています。

上告審段階での闘いは、裁判所に訴訟団が直接足を運ぶという場面もないために、学校現場での教職員によるシステムに反対する闘いや、より広範な地域での、市民によるシステムに反対する声、運動を組織し、システム反対の世論を背景に、最高裁に迫っていくということが一層必要となります。

そのために新勤評訴訟反対訴訟団は、府立高校現場を手始めに、先に協力いただいた検証アンケートの結果報告、また広範な人々にシステムの問題点を訴える市民リーフレット、また府教委への「質問書」を配布し、反対運動への参加を呼びかけています。

### 府教委は、新勤評反対訴訟団の質問書に誠意ある対応を示せ

新勤評反対訴訟団は、「検証アンケート」の結果と、控訴審までに明らかになった事柄を踏まえ、システムの問題点について、以下の趣旨の「質問書」を府教委に提出し、回答を迫りました。

#### 【1】当事者に対する調査を行わない理由について

- (1)システム本実施以降、教職員に対する実施状況調査を行わないのはなぜか、
- (2)2005年度以降実施されている府立学校長及び市町村教委に対する実施状況調査の結果を隠蔽するのはなぜか。また調査、公表のやり方が不公正ではないか。
- (3)(2)の調査で指摘のある面談や授業観察に時間をかけられないという声にどう対処したか。
- (4)大阪府がシステムの「信頼性・納得性」が得られたとする根拠を明らかにせよ。

#### 【2】子どもの学習権保障の主体としての教員の教授の自由について

- (5)大阪府は「普通教育における教師の教授の自由」は「限られた教授の自由（創意工夫）の範囲で果たされるべきもの」と規定しているが、「創意工夫」とは何を指すのか具体的に示せ。
- (6)「学校教育目標」と「限られた教授の自由（創意工夫）」との優先関係を明確にせよ。

#### 【3】学校教育目標について

- (7)「学校教育目標」の策定への教職員の関与を「制度」としてどのように保障しているか。校長が目標を決定した学校における教師及び教師集団の専門的自律性との関係を明らかにせよ。

#### 【4】自己申告票と学校目標について

- (9)「関関同立10名以上」等の目標は「大綱的なもの」か。学校目標として適切か。目標が不適切である場合、当該校の教職員はどのような手段で修正させることが可能か。
- (10)(9)で示した目標に反する申告票を提出した教員に対する書き直し要求や低い「評価」はシステムの趣旨と対立しないか。対立しない場合、「限られた教授の自由」との関係はどうか。

#### 【5】同僚性、協働性について

- (11)制度が「協働性」を損ねていると指摘されているが、どのような改善策をとっているか。
- (12)教員集団の専門的自律性は、教員間で互いの目標を知らずに発揮できるか。
- (13)資質向上や学校の活性化に逆効果になっているという指摘にいかなる見解を持つか。

#### 【6】成果主義に関する見解について

- (14)一年単位の「評価」は長期的視点を失わせるという指摘をどう説得するのか。  
 (15)「達成度」判断の具体的基準の例示を求める。  
 (16)短時間の授業観察でどのように授業能力を判断するのか、具体的に明らかにせよ。

【7】本件システムの制度の具体的内容の公正さに関する見解について

- (17)大阪府の「職員の給与に関する規則」及び府教委の通知（S，A評価は全体の5割を超えてはならない）は、絶対評価を謳う制度趣旨に反するのではないか。08年度実施状況調査における各市町村教委から「公正さ」に問題があるとの指摘があるが、どう対応しているか。  
 (19)苦情審査会が「判断の中立性、公正性」を維持しているとの根拠を明らかにせよ。

【8】教員への『目標管理型』評価導入が適正であるとする見解について

- (20)今後の交渉と改善のあり方について大阪府及び同教育委員会の態度を明らかにせよ。

2月23日、府教委は「事務局教職員室教職員企画課」名で以下の回答を寄せてきました。

- 【1】から【7】については、評価・育成システムに関する訴訟に係る質問であり、ご質問の趣旨については、1・2審において説明・主張したところです。
- 【8】については、交渉のあり方は、任命権者である大阪府教育委員会と職員団体の間の問題であり、また、本システムの充実・改善については、任命権者である大阪府教育委員会の責任で行うべきものと考えます。

全く誠意のない回答という他ありません。【1】から【7】については、裁判において大阪府及び教育委員会から明白な回答がなかったからこそ、またアンケートにおいて具体的な実態が明らかになったからこそ、改めて聞き糾したもののなのに、「1」のような、木で鼻を括ったような回答です。「2」の回答についても、教職員だけの団体でない訴訟団に対して傲慢極まります。職員団体との真摯な交渉も行わず、検証アンケートで実態を探りもせず、何の充実・改善を行えるというのでしょうか。訴訟団としては今後府教委との「応接」を求めています。さまざまな取り組みの強化で、府教委を一層追い詰めていきましょう。

## 大阪の『教員評価』は子どもたちの未来を奪う ～新勤評制度の廃止を求める4・4大阪集会～



**日時** 4月4日(日) 午後1時～4時

**入場** 無料 (集会内で任意のカンパ呼びかけ)

**場所** 大阪市立中央区民センター(岷堺筋本町 番出口)

**講演** 中田康彦さん(一橋大学)

『新勤評制度』は教育に何を持ち込むか

冠木克彦さん(新勤評反対訴訟弁護団)

「訴訟団は最高裁にどう臨むか」